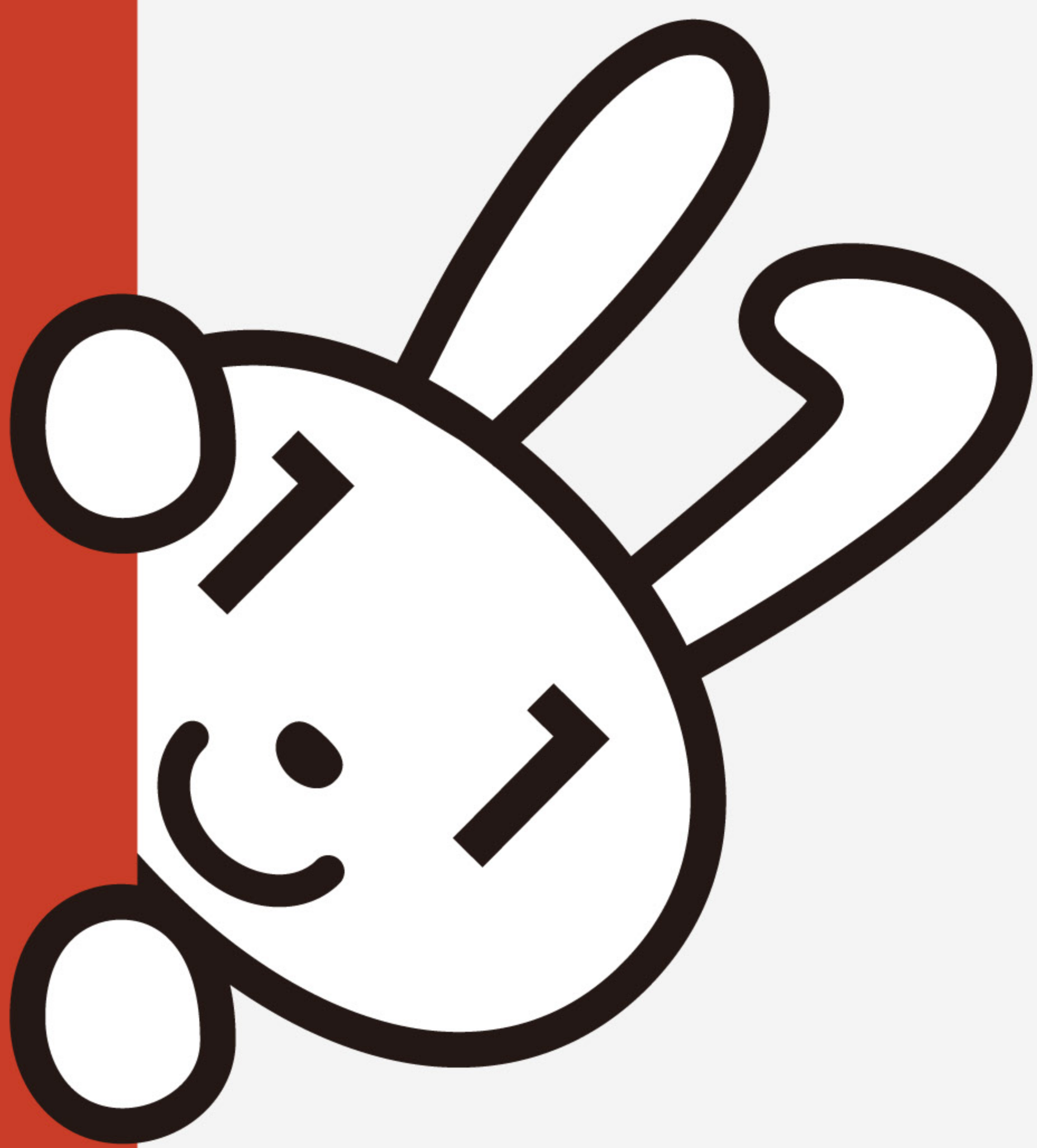




受付では、 マイナ保険証が 資格確認書を。

従来の健康保険証の有効期限は終了しています

※ 有効期限切れに気付かず持参した場合は利用可能としていましたが、
その対応も、2026年7月31日で終了です



医療機関・薬局の受付では、
マイナ保険証をお持ちの方は「マイナ保険証」を、
マイナ保険証をお持ちでない方は
「資格確認書」をご提示ください。
マイナンバーカードをお持ちで、
マイナ保険証の利用登録がお済みでない場合、
受付時にご登録いただけます。

※ マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診等が
困難な方(ご高齢の方、障害のある方等)は、
保険者に申請いただくことで、資格確認書が交付されます。